## 令和7年度 北海道地方最低賃金審議会 (第1回 鉄鋼専門部会) 資 料 目 次

- 資料No.1・・北海道地方最低賃金審議会(第 51 期)北海道鉄鋼業最低賃金専門部 会委員名簿
- 資料No.2 · · · 北海道地方最低賃金審議会北海道鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程
- 資料No.3・・・北海道鉄鋼業最低賃金影響率一覧

令和7年9月1日任命

区分		氏	名		現 職	
公	*** <b>鱼</b>	野野		淳	北海道大学高等教育推進機構 教授	
公益代表委員	(E <u>或</u>	武	英	生	小樽商科大学 教授	
員	蛭	かわ	<sup>yゅう</sup> 隆	介	北海道新聞社論説主幹	
労	匹匹		良	太	基幹労連北海道本部 事務局長	
働者代表委員	·····································	t≈ ⊞	なお	ゆき	J AM北海道執行役員(兼務) 日本製鋼所室蘭労働組合書記長	
女員	ψ≢ ∐	だ 田	新	五日	日本労働組合総連合会北海道連合会組織労働局長	
使用	炸	<sub>おか</sub>  出	蓝	ф <del>е</del>	(一般)北海道商工会議所連合会 事務局長	
用者代表委員	吉	橋	砂豆	久	日鉄ファーストテック(株) 取締役総務部長	
安員	水	卢	信	* 也	日本製鋼所M&E㈱室蘭製作所 総務部労務グループ マネージャー	

注1)公・労・使委員は、五十音順

## 北海道地方最低賃金審議会 北海道鉄鋼業最低賃金専門部会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道鉄鋼業最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。) の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定める ところによる。
- 第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道 労働局長又は3分の1以上の専門部会委員(以下「委員」という。)から開催の請求があ ったとき、部会長が招集する。
  - 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、 付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなけれ ばならない。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、 相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において も同じ。) を利用する方法によって、会議に出席することができる。
  - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6 項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとす る。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で 通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当 な方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
  - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障 を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあ る場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあ る場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
  - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 鉄鋼業最低賃金影響率一覧(現行1,100円)

		全労働者			全労働者
30円	(1, 130円)	0. 95%	57円	(1, 157円)	1. 21%
31円	(1, 131円)	0. 95%	58円	(1, 158円)	1. 21%
32円	(1, 132円)	0. 95%	59円	(1,159円)	1. 21%
33円	(1, 133円)	0. 95%	60円	(1,160円)	1. 21%
34円	(1, 134円)	0. 95%	61円	(1,161円)	1. 21%
35円	(1, 135円)	0. 95%	62円	(1, 162円)	1. 21%
36円	(1, 136円)	0. 95%	63円	(1, 163円)	1. 21%
37円	(1, 137円)	0. 95%	64円	(1, 164円)	1. 25%
38円	(1, 138円)	0. 95%	65円	(1, 165円)	1. 25%
39円	(1, 139円)	0. 95%	66円	(1, 166円)	1. 25%
40円	(1, 140円)	0. 95%	67円	(1, 167円)	1. 25%
41円	(1, 141円)	0. 95%	68円	(1, 168円)	1. 25%
42円	(1, 142円)	0. 95%	69円	(1, 169円)	1. 25%
43円	(1, 143円)	1. 06%	70円	(1, 170円)	1. 25%
44円	(1, 144円)	1. 06%	71円	(1,171円)	1. 25%
,45円	(1, 145円)	1. 06%	72円	(1, 172円)	1. 25%
46円	(1, 146円)	1. 06%	73円	(1, 173円)	1. 25%
47円	(1, 147円)	1. 06%	74円	(1, 174円)	1. 36%
48円	(1, 148円)	1. 06%	75円	(1, 175円)	1. 36%
49円	(1,149円)	1. 06%	76円	(1, 176円)	1. 36%
50円	(1, 150円)	1. 06%	77円	(1, 177円)	1. 36%
51円	(1, 151円)	1. 06%	78円	(1, 178円)	1. 36%
52円	(1, 152円)	1. 06%	79円	(1, 179円)	1. 36%
53円	(1, 153円)	1. 06%	80円	(1, 180円)	1. 36%
54円	(1, 154円)	1. 06%	81円	(1, 181円)	1. 36%
55円	(1, 155円)	1. 21%	82円	(1, 182円)	1. 36%
56円	(1, 156円)	1. 21%	83円	(1, 183円)	1. 36%

最賃未満率:全労働者 0.227 % (0.472 %)

※( )は前年度

## 鉄鋼業最低賃金影響率一覧(現行1,100円)

		全労働者
84円	(1, 184円)	1. 36%
85円	(1, 185円)	1. 40%
86円	(1, 186円)	1. 40%
87円	(1, 187円)	1. 40%
88円	(1, 188円)	1. 40%
89円	(1, 189円)	1. 40%
90円	(1, 190円)	1. 40%
91円	(1, 191円)	1. 40%
92円	(1, 192円)	1. 40%
93円	(1, 193円)	1. 40%
94円	(1, 194円)	1. 40%
95円	(1, 195円)	1. 48%
96円	(1,196円)	1. 48%
97円	(1, 197円)	1. 48%
98円	(1, 198円)	1. 48%
99円	(1, 199円)	1. 48%
100円	(1, 200円)	1. 48%

最賃未満率:全労働者 0.227 % (0.472 %)

※( )は前年度